

入 札 公 告

制限付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、妙高市財務規則（昭和 58 年新井市規則第 23 号）第 154 条並びに第 155 条の規定により次のとおり公告する。

令和 7 年 7 月 7 日

妙高市長 城 戸 陽 二

1. 委託内容

委 託 番 号	生建委第 1 号
委 託 件 名	妙高市文化ホール・新井総合コミュニティセンター大規模改修工事 設計業務委託
委 託 場 所	妙高市 上町 地内
予 定 委 託 期 間	契約日から令和 8 年 3 月 25 日
業 種 区 分	一級建築設計
業 務 概 要	基本設計・実施設計・積算業務他 妙高市文化ホール 大ホール、ホワイエの特定天井の耐震化 外壁改修、内部改修、防火シャッター、トイレ改修 受変電設備改修 空気調和設備、熱源機器改修、自動制御設備改修 他 新井総合コミュニティセンター 外壁改修 内部改修、防火シャッター改修 空気調和設備、自動制御設備改修 他

2. 入札参加資格

入札参加資格者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (2) 公告日現在において、令和 7 年度妙高市建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿（以下、「建設コンサル等名簿」という。）に登録されている者
- (3) 本業務に係る入札参加申請書の提出日から本件工事の開札日までの間において妙高市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成 5 年新井市訓令第 50 号）に基づく指名停止の措置を受けていない者
- (4) 建設コンサル等名簿の一級建築設計に登録されている者
- (5) 管理技術者、担当技術者、照査技術者の 3 名を配置できる者。なお、うち 2 人は建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に定める一級建築士を有する者とし、うち 1 名は建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）に定める設備設計一級建築士を有する者もしくは建築士法施行規則（昭和 25 年建設省令第 38 号）による建築設備士の資格を有する者とする。

3. 入札参加申請書の提出

本業務の入札に参加を希望する者は、次のとおり申請書を提出しなければならない。

提 出 期 限	令和 7 年 7 月 16 日（水）午後 5 時
提 出 方 法	持参又は郵送（書留に限る）により提出すること

	※郵送の場合は期限内に必着のこと
提 出 場 所	〒944-8686 新潟県妙高市栄町5番1号 妙高市財務課契約・資産管理係
提出書類及び部数	妙高市制限付一般競争入札参加申請書 1部
そ の 他	妙高市制限付一般競争入札参加申請書を受理した場合は、妙高市制限付一般競争入札参加申請確認通知書を送付する。

4. 仕様書等の閲覧

本業務に係る仕様書等の閲覧は次のとおりとする。

閲 覧 場 所	妙高市ホームページ
質 疑 及 び 回 答	・質疑は令和7年7月16日（水）午後5時までにメールで提出すること（メール送付後、妙高市財務課契約・資産管理係に、メール送付の確認電話をすること） ・回答は令和7年7月22日（火）午後5時までに妙高市ホームページに掲載する ・質疑提出先：nyusatsu@city.myoko.niigata.jp

5. 入札及び開札日時

入 札 日 時	令和7年7月25日（金）午後1時まで
入 札 場 所	〒944-8686 新潟県妙高市栄町5番1号 妙高市財務課契約・資産管理係
入 札 回 数	2回まで ※再入札となった場合は入札参加者に対し、電話等にて再入札方法を連絡します

6. 入札方法等

入 札 方 式	郵便入札もしくは入札書の窓口持参とします。（詳細は別紙参照） ※委任状の提出は不要です （入札書の代理人欄を記入した場合は、委任状の提出が必要です。）
入 札 金 額	入札書には、課税事業者、免税事業者を問わず見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとする。なお、落札金額及び契約金は、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とする
入 札 無 効	次のいずれかに該当する入札は、無効とする ①入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札 ②入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札 ③入札書の記載金額を加除訂正した入札 ④入札書に記名押印がない入札 ⑤同一事項の入札について2通以上の入札書を提出した者が行った入札 ⑥入札に関し不正な行為をした者が行った入札 ⑦その他入札に関する条件に違反した入札
予 定 価 格	事後公表

低入札調査基準価格	設定する
入札保証金	免除する
契約保証金	契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入するものとする。ただし、契約保証金に変わる担保となる金融機関もしくは保証事業会社の保証に付したときは、契約保証金に代わる担保が提供されたものとみなす

7. 入札参加資格審査書類の提出

落札候補者に対し、妙高市制限付一般競争入札落札候補者通知書により通知する。

落札候補者は、通知を受けた日の翌日までに、次の書類を1部提出すること。

- ①妙高市制限付一般競争入札参加資格審査書類の提出について
- ②妙高市制限付一般競争入札配置予定技術者調書及び添付書類

8. 入札参加資格審査

落札候補者の入札参加資格要件を審査し、落札候補者に入札参加資格があると認められたときは、落札者として決定する。

審査の結果は、妙高市制限付一般競争入札参加資格審査結果通知書により通知する。

9. 支払条件等

前払金請求：できる 部分払金請求：できる

10. その他

- ・この公告に定めるもののほか、妙高市財務規則（昭和58年新井市規則第23号）、関連する法令及び通知の定めるところによる。
- ・本業務の入札参加申請、落札候補者に係る入札参加資格及び落札決定の手続には、妙高市制限付一般競争入札実施要綱（平成28年妙高市訓令第75号）を準用することとする。

11. 問い合わせ先

〒944-8686 新潟県妙高市栄町5番1号

妙高市 財務課 契約・資産管理係

電 話：0255-74-0006

FAX：0255-72-9841

郵便等による入札方法について

- ・紙入札（会場入札）は行いません。
- ・以下の要領により、郵便入札（①～③）もしくは入札書の窓口持参（①のみ）とします。

要領

- ①内封筒（長3程度のサイズ）に案件名、入札参加者の住所、商号又は名称を記入したうえで入札書を入れて封書とする。
- ②外封筒（内封筒が入る大きさのもの）に内封筒を入れて、次の宛名及び「“案件名” 入札書在中」と朱書きしてください。

〒944-8686

新潟県妙高市栄町5番1号

「妙高市役所 財務課 契約・資産管理係 入札担当者 宛」

- ③一般書留、簡易書留のいずれかで郵送（普通郵便で郵送された場合は無効となります）

再入札となった場合

- ・入札参加者に対し、電話等にて再入札方法をご連絡します。

入札結果の報告

- ・落札・決定者にのみ電話連絡します。

その他

- ・入札書記入にあたっては、妙高市入札心得をご覧ください。
（¥（円記号）の記入、代表者印の押印などにご注意ください。）
- ・委任状の提出は不要です。
（入札書の代理人欄を記入した場合は、委任状の提出が必要です。）
- ・不明な点は財務課契約・資産管理係（直通：0255-74-0006）へお問い合わせください。